



意見受付公告 JIS F 規格の概要

規格番号	JIS F 1030 :202X
規格名称	舟艇－パーソナルウォータークラフト(PWC)－構造及びシステム搭載時の要求事項
英文規格名称	Small craft－Personal watercraft－Construction and system installation requirements
制定・改正の別	改正
審議委員会	舟艇分科会
基礎として用いた国際規格の番号、名称及び同等性	ISO 13590:2022, Small craft－Personal watercraft－Construction and system installation requirements (IDT)
概要	<p>【規格改正の必要性】</p> <p>この規格は、一次推進源としてウォータージェットポンプを駆動する内燃機関を用いる、スポーツ及びレジャー向けの全長 4 m 未満で、操縦者が艇体内ではなく艇体上で、立位、座位、又はひざをついた状態で操作するように設計されたパーソナルウォータークラフト (PWC) の構造及びシステム搭載時の要求事項について定めた、国際規格 ISO 13590 を基礎として、パーソナルウォータークラフト (PWC) の設計、製造の合理化、国際的な取引の円滑化、及び品質の向上を図ることを目的として制定された。その後、対応国際規格が製造者銘板に関する国際規格の引用、船体の強度性能確保のための落下試験の追加等のため改訂されたことに伴い、改正を行っている。対応国際規格の最新版である 2022 年版では、適用範囲 (箇条 1) への除外要件の追加、用語及び定義 (箇条 3) への用語の追加、製造者銘板 (箇条 4) への要件の変更及び注記の追加、ウォータークラフト識別 (箇条 5) への要件及び注記の追加、復原性 (箇条 12) への具体的な試験要件の追加等に関する改訂が行われた。最新の対応国際規格との整合化を図るために、この規格の改正が必要である。</p> <p>【規格改正の期待効果】</p> <p>パーソナルウォータークラフト (PWC) の構造及びシステム搭載時の要求事項について定めた国際規格 ISO 13590 の最新版を基礎として改正することにより、パーソナルウォータークラフト (PWC) の設計、製造の合理化、舟艇の国際的な取引の円滑化、及び品質の向上を図ることに寄与できる。</p>

【審議中に特に問題となった事項】

今回のこの規格の審議において、問題となった主な事項及び審議結果は、次のとおりである。

- ・ 図 A.1 及び図 A.2 の規定において、図中では、W は“パーソナルウォータークラフトの幅”を意味している一方で、対応国際規格の同図の説明では、W は“パーソナルウォータークラフトの幅+0.6m”と規定されている。“パーソナルウォータークラフトの幅+0.6m”は、ターンマーカー（旋回を開始する位置）間の距離であり、これは明らかな対応国際規格の誤記であるため、この規格での説明では、W は“パーソナルウォータークラフトの幅”に修正した。
- ・ A.3.3 の規定において、対応国際規格では“表 A.1 のそれぞれの前進距離は、指定の試験速度と比例する。”と記載されている。しかし、前進距離を規定しているのは表 A.2 であり、これは明らかな対応国際規格の誤記であるため、この規格での説明では、“表 A.2 のそれぞれの前進距離は、指定の試験速度と比例する。”に修正した。
- ・ 参考文献の規定において、対応国際規格では ASTM D 2842-19 は参照されていない。しかし、10.5.8 の注記で参照されていることから、この規格では参考文献に追記した。

【主な改正点】

主な改正点は、次のとおりである。

- a) 適用範囲（箇条 1）： この規格は、船外駆動式パーソナルウォータークラフト及びジェット駆動式サーフボードには適用しないことを明記した。
- b) 用語及び定義（箇条 3）： 規格内容全般の明確化及び附属書 A（規定）の追加に伴い、3.13～3.18.9 の用語を新たに追加した。
- c) 製造者銘板（箇条 4）： 旧規格では、一般要求事項、表示情報などの詳細を定めていたが、パーソナルウォータークラフトは、“恒久的に設置された製造者銘板を表示しなければならない”、との記載に改め、注記を追加した。
- d) ウォータークラフト識別（箇条 5）： パーソナルウォータークラフトの識別に関する要件及び注記を記載し、規定項目として追加した。
- e) 燃料装置（箇条 6）： 旧規格の次の規定項目を削除した。なお、この細別で記載した細分箇条番号は、旧規格のものである。
 - 1) 燃料タンクの格納に使用する発泡プラスチック（5.2.2）に関する要件。
 - 2) プラスチックケースに入れた燃料タンク（5.3.2）に関する要件。

3) 気化器 (5.6) に関する要件。

- f) 燃料ポンプ (6.5) : 旧規格の電動式燃料ポンプに関する要件を削除した。
- g) 燃料給油装置の接地 (6.13) : 題名を変更したほか、パーソナルウォータークラフトの地面に対する電気抵抗を 100 Ω 未満から 1 Ω 未満に変更した。
- h) 火災試験 (6.14) : 6.14.11 の規定を補足する注記を追加した。
- i) 燃料ホースの仕様 (6.15) : 冷間屈曲性 (6.15.8) において、呼び径 19 mm を超えるホースの試験を削除した。
- j) 換気 (箇条 8) : “8.8 大気に開放されていないガソリン機関又は燃料タンクを含む全ての区画は、換気装置を設けなければならない。”を追加した。
- k) 復原性 (箇条 12) : 具体的な試験要件を追加した。
- l) 推進機停止装置 (箇条 13) : 一般 (13.1), 停止装置に対する要求事項 (13.2)、操縦者の身体に装具を取り付ける機械装置 (13.3) 及び試験 (13.4) に関する要件を規定し、項目として追加した。
- m) 再乗艇の手段 (箇条 14) : 試験に関する要件を追加した。
- n) 航行中のオフスロットル操だ (箇条 16) : 航行中のオフスロットル操だに関する要件を追加した。
- o) 浸水ービルジ水の検出及び除去 (箇条 17) : ビルジ水の除去に関する要件を追加した。
- p) オーナ用マニュアル (箇条 18) : パーソナルウォータークラフトとともに提供するオーナ用マニュアルに記載する情報に関する要件を追加した。
- q) パーソナルウォータークラフトのオフスロットル操だ能力評価時の試験条件、手順及び性能要求事項 [附属書 A (規定)] : 序文 (A.1)、試験機器 (A.2)、試験コース (遠隔データアクセスの方法) (A.3)、試験コース (物理的試験コースの方法) (A.4) 及び試験コースの手順 (A.5) に関する要件を規定し、附属書として追加した。